

平成28年3月1日から

登録自動車については、国の継続検査窓口での自動車税納税証明書の提示を省略できるようになります！

※自動車税に滞納があると、これまでどおり自動車検査証の返付は受けられません。

■現在の申請の流れ



■平成28年3月以降の申請の流れ



【ご注意ください】

—以下に該当する方は、納税証明書の提示が必要です—

- 軽自動車、小型二輪自動車の継続検査を受検される方
- 自動車税を納付後、すぐに継続検査を受検される方(口座振替による納付を除く)
※自動車税の納付方法により、当該納付情報の確認に1週間～3週間程度かかりますので、自動車税を納付後すぐに継続検査を受検する方は、納税通知書に添付の納税証明書をご提示ください。
- 身体障害者等減免を受けている方で、5月末日から7月中旬までに継続検査を受検される方